



(公印省略)  
建指第 1498-6 号  
令和 3 年 10 月 1 日

関係団体の長 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

令和 3 年度違反建築防止週間について (依頼)

毎年、10 月 15 日(金)から 21 日(木)までは、違反建築防止週間です。

本県においても「兵庫県建築物安全安心実施計画 [第 7 次]」に基づき、同期間中、別添実施要領により建築パトロール等の取組を行うこととしています。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨を御理解いただき、本週間に係る取組について御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本週間に係る啓発ポスター、関係法令に係るリーフレット(一般向け)を別途送付しますので、御活用いただきますようお願いいたします。



## 令和3年度兵庫県違反建築防止週間実施要領

### 1 目的

本週間は、「兵庫県建築物安全安心実施計画〔第7次〕」に基づき、建築基準法その他関係法令の目的・内容について広く県民の理解と認識を深めて、違反建築物の是正及びその発生予防を図るとともに、建築基準法が定める建築のための諸手続の徹底を図るための取組を実施することによって、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資することを目的とする。

### 2 実施期間

令和3年10月15日(金)から21日(木)まで

### 3 実施主体

県土整備部住宅建築局建築指導課、関係土木事務所まちづくり建築課

### 4 重点事項

- (1) 完了検査受検を徹底するための啓発、完了検査申請の督促及び完了検査未申請建築物の点検
- (2) 中間検査受検の徹底や、適切な工事監理が行われるための啓発、指導
- (3) 違反建築物に関与した建築士や建築士事務所に対する懲戒・監督処分制度の広報、その活用 など

### 5 実施内容

- (1) 違反建築防止週間の周知・啓発
  - ① 本週間の気運をより一層高めるため、ポスターの掲示等により県民、事業者等に啓発する。
  - ② 建築関係団体等にも本週間に係る協力を呼びかけ、違反建築物の発生予防等を図る。
- (2) 建築基準法及び建築士法に係る手続、制度等の周知・啓発
  - ① 法令の目的・規制内容、建築のための諸手続等を記載したパンフレットを配布し、違反建築行為を行うことの不利益等を周知徹底する。
  - ② 完了検査の手続を周知し、工事完了予定年月日を経過した建築物等について完了検査申請を督促するなど、完了検査制度の徹底を図る。
  - ③ 中間検査制度について、制度の趣旨及び手続についての周知を行う。
  - ④ 確認申請時に工事監理者が未選定である建築主に対し、信頼できる工事監理者の選定が違反建築物や欠陥建築物の発生を防止し、建築主の利益を守ることになることなどを教示する。

### (3) 建築パトロールの実施

#### ① 日時

10月15日(金)から21日(木)までの任意の日

#### 重点事項

ア 工事完了予定日を経過している建築物で、完了検査申請がなされていないものの調査を重点的に行う。

イ 実体規定違反及び手続違反並びに工事監理の実施状況について確認し、所要の措置を講じる。

#### ② 動員体制

関係土木事務所ごとに1班ないし数班を編成する。

#### ③ 協力体制

市町、消防等関係機関とあらかじめ実施計画について打合せを行い、必要に応じて合同パトロールを行う。

#### ④ 完了検査調査及び工事監理者選定調査

工事完了予定日を経過している建築物で完了検査申請がされていないものなどの点検を同時に行う。

調査の実施方法については、添付資料を参照すること。

#### ⑤ 建築指導課への報告

ア パトロールに先立ち、(様式1)建築パトロール実施計画表を作成し、10月8日(金)までに電子メールにより建築指導課に報告する。

イ パトロール終了後、以下の様式により10月27日(水)までに電子メールにより建築指導課に報告する。

(様式2) 建築パトロール実施結果表

(様式3) パトロールにより発見された違反内容及び指示指導等

(様式4) 完了検査調査及び工事監理者選定調査実施結果表

### (4) 追跡調査

建築パトロール等により発見した違反建築物については、速やかに追跡調査を行い、措置する。

この際、発見した違反建築物に関与した建築士及び建築士事務所のうち、特に指導の必要なものについては、建築士事務所の立入指導の対象とするとともに、当該違反行為の軽重、行為が社会的影響等を総合的に勘案し、建築士法に基づく懲戒処分及び監督処分の検討を行う。

### 4 その他

実施に際しては、新型コロナウイルス感染症防止対策を適切に講じる。

(添付資料)

## 完了検査調査及び工事監理者選定調査の実施方法

### 1 完了検査調査

- ① 建築物等確認申請処理台帳（A号及びB号）において、パトロール計画地域で一定時期に受付確認した建築物のうち、工事完了予定日を経過しているもので、完了検査未受検のものをそれぞれ5～10件程度抽出する。
- ② ①の件数を点検件数とし、パトロール当日点検を行う。
- ③ ②の点検において、工事が完了しているにもかかわらず、完了検査申請書未提出のものを未申請件数とする。
- ④ ②の点検において、工事続行中のものの建築主等に対しリーフレット「安全な住宅を建てるために・安心な住宅を買うために」（近畿建築行政会議作成）又は「建築基準法・建築士法」（日本建築行政会議作成）を配布し、完了検査制度の周知を図る。

### 2 工事監理者選定調査

- ① 点検件数は1－①の完了検査調査の点検件数とする。
- ② 工事監理適正欄は、工事監理者が選定され、目視検査により外観配置等に違反のないものの件数を記入する。
- ③ 工事監理者不選定欄は、工事監理者が選定されていないものの件数を記入する。
- ④ 工事監理不十分欄は、工事監理者は選定されているが、目視検査により外観配置等に違反のあるものの件数を記入する。

※ 工事監理者の選定、不選定は建築物等確認申請処理台帳の工事監理者欄の記載の有無により確認する。

### 3 調査結果の報告

（様式4）「完了検査調査及び工事監理者選定調査実施結果表」により、結果を取りまとめて建築指導課に報告する。